

告 示

埼玉県告示第千八百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム松伏店

埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸字新三千百三十一 三外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三百八十番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市東富田八十八番地二

ハ 変更年月日

平成二十四年十月一日

二 届出年月日

平成二十五年八月七日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

